

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う政令の手当てについて

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な政令事項の手当てを行う。

預金保険法施行令の一部を改正する政令案

1．決済用預金関係（第3条の2、第7条、第7条の2）

- (1) 資金決済に係る取引に用いることができ、要求払い、無利息である預金のうち、保険料支払の対象から除かれ、決済用預金にあたらぬ預金として、改正後の預金保険法第51条の2第1項に規定する外貨預金のほか、政令において以下の預金を定める。

譲渡性預金

特別国際金融取引勘定において経理された預金

日本銀行の預金、金融機関の預金、預金保険機構の預金

無記名預金

- (2) 決済用預金に係る保険金支払の対象から除かれる預金として、以下の預金を定める。

他人（仮設人を含む。）名義預金

預金等に係る不当契約の取締に関する法律第2条第1項又は第2項の規定に違反してされた契約に基づく預金

- (3) 預金保険機構による仮払金の支払及び決済債務の弁済のための資金の貸付け等に係る預金の払戻しを受けている場合の決済用預金に係る保険金の額は、保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額から、それぞれ対応する仮払金の支払及び預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

2．決済債務関係（第14条の2～第14条の4）

- (1) 金融機関が行う資金決済に係る取引

金融機関が行う資金決済に係る取引として以下の取引を定める。

為替取引

手形・小切手等について手形交換所における提示に基づき行われる取引

金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

- (2) 金融業を営む者

金融業を営む者として、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関、外国銀行支店、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫を定める。

(3) 金融機関が負担する債務のうち金融業を営む者以外の者の委託に起因するもの以外のもので決済債務となるものとして以下のものを定める。

金融機関が業として行う取引以外の取引に起因するもの

(2)で定める金融業を営む者が業として行う取引以外の取引に基づくものであって、当該者の委託に起因するもの

(1) に掲げる取引に起因するもの

3 . その他

(1) 金融機関に対する是正命令権に係る金融庁長官の権限の委任等について、所要の規定の整備を行う。(第 39 条)

(2) 一般預金等についての規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行う。

4 . 実施時期

本パブリック・コメント終了後、速やかに改正作業を進め、平成 15 年 4 月 1 日から施行予定。